



録画配信はこちら

河村 善一 議員

# デジタル推進と自治会加入について

## Q 具体的な自治体DX推進は

A 外部人材を入れて、行政手続きのオンライン化に取り組む

**問** デジタル技術を活用した利便性の高い行政サービスの具体的な取り組みは。

**答** (行革・DX推進室長) 現在、自治会サイトの導入を検討している。本サイトは、自治会と行政をつなぐプラットフォームとして非常に有効で、自治会事務の負担軽減にも寄与する。このような施策を柱に、デジタル化に関連する支援メニューをパッケージ化していく考えである。

**問** 自治会におけるデジタル推進の状況は。

**答** (行革・DX推進室長) 国の方針を踏まえ、本町においては、手続きのオンライン化やキャッシュレス決済の導入など、デジタル技術やデータを積極的に活用することで住民の利便性の向上に取り組むと考えている。

**問** デジタル推進と地域関係づくりについての具体的な取り組みは。

### デジタル推進

行政手続きが自宅からオンラインで可能となる、手数料等がキャッシュレスで支払えるスマホを活用して手軽に行政情報を閲覧できるなど、具体的なメリ

**問** チャットGPTの導入は。

**答** (町長) 町としては、チャットGPTに限らず、全てのデジタル技術について、新しい技術を知っておくことは肝要であると考えているが、話題先行で

**問** 町総合計画(後期基本計画)では、誰一人取り残さない取り組みを進めるとあるが具体的にどのようなことが。

**答** (行革・DX推進室長) 町としては、具体的にスマホ教室等デジタルの利便性に触れることができる場の提供や、県がデジタル機器に不慣れな方を地域の中で継続して支援することを目的に実施している「おうちみデジタル活用サポーター」の取り組みと連携し、住民のデジタル活用を促進したいと考えている。

**問** 政府のデジタル田園都市国家総合戦略において、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決と取り組みが示されている。町の今後の取り組みは。

**答** (行革・DX推進室長) 行政機関への手続きは、必ず来庁が必要で、紙面で提出が必要である。紙面の内容記載に時間がかかるといった点が、住民の方への負担となっている。行かない、書かない、待たない役場は、これらの住民負担を改善するための取り組みと考えている。



は、デジタル技術の導入による行政サービスの利便性向上と行政組織自体の強化の2点で進めるべきものと考えている。

**問** 自治会を脱会される方がおられると聞かすが、町あげて考えなければならぬ。町の見解と対策を問う。

**答** (企画政策監) 本町の自治会加入率は、今から10年前の平成25年度と令和5年度の10年間で比較すると約1割減少している。一朝一夕に解決できるものではないが、自治会のあり方や自治会支援のあり方、さらに自治会と行政のパートナーシップをいかに構築していくかなどを総合的に考え、自治会の皆様とともに最善の方策を見いだせるように歩んでいく。

は、デジタル技術の導入を進めていく。

### 自治会の加入促進



録画配信はこちら

小菅 久宣 議員

# まちの公共事業

## Q 情報共有の行い方は

A 地主から耕作者。建設・下水道課から農林振興課へ

### 情報共有の行い方

**問** 道路拡張等の開発により農地の面積が減少することになり、農林振興課で共有しなければならぬ問題を前回は一般質問した。その答弁では、情報を共有し、引き続き取り組んでいきますと回答があった。どのようなやり方、指示系統であったのか。

**答** (建設・下水道課長) 農地を用地買収した際には、答弁したとおり、地主から耕作者へお知らせいただくよう徹底を図ってきた。

**問** 前回の答弁の繰り返しになるが、基本は地主と耕作者の間で情報共有されるとの認識であるが、建設・下水道課から農林振興課へ情報共有を行い、さらにそこから農地中間管理機構など関係機関と連携されるよう取り組んでいく。また、公共事業を行う際には、区長様をはじめ関係者の皆様へ事業の周知を実施している。

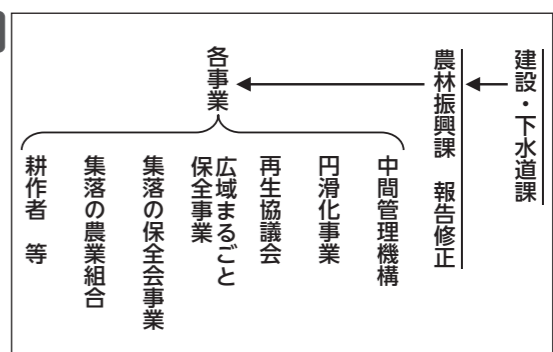
**問** 前回は地主から耕作者へ徹底すると聞いた。もうひとつ、中間管理機

構、農林振興課と情報を共有し、引き続き取り組んでいくという質問に対して、私はどのようなやり方で、どんな指示系統のなかでと尋ねた。具体的にもう一度答弁願う。

**答** (建設・下水道課長) 3月以降で農地を公共事業で買収したが、さきに答弁したとおり、区長様はじめ、関係者の皆様へ事業の周知をしている。例えば、地元の皆さんへ事業周知するため説明会を開催する場合もあり、住家から離れた農地ばかりの場所では、地権者へ直接伺い事業説明し、用地買収を行う場合もある。いずれにせよ、地権者だけでなく、関係者を通じ、農地中間管理機構など、これからの連携を行い、取り組んでいきたい。

**問** 地権者からも来ないし、農林振興課から情報共有がいついていないのか。公共事業での農地の減少は登記が変わってからは遅い。

**答** (農林振興課長) 農地の減少と面積の変更について、大変ご迷惑をおかけしていることをおわび申し上げます。取用など公共事業による農地の転用行為は、農地法に基づき申請手続が必要となることから、農業委員会が早期に事業を把握することが困難で



**答** (産業政策監) いろんな情報がある。例えば、上部の方からの指示であるとか、いろんな会議での報告というところなどについても、逐次、例えばペーパーや口頭で各課長に指示をしている。

ある。本来は農地を売却した地主から耕作者に通知されることが基本であると考えられる。県内でも、農地中間管理機構が仲介して長期に転貸される農地が増えると、地主が農地を貸し付けている意識が薄くなり、借り手である耕作者に情報が共有されず、耕作者の知らないうちに公共工事が始まってしまふという事案が増えていると聞いている。

農地中間管理機構としても、取用の情報が届かない限り、耕作者との契約変更の対応ができない。県の農政担当課から県の道路担当課に宛てて、農地の取用事業を行う前に機構へ協議するよう指示を行う情報を得た。

機構が早期に買取情報を得ることで耕作者への通知が可能になると考えるので、町においても機構への買取情報の通知と協議を徹底する。

また、農地面積の変更は、営農計画や農業共済、集落等で取り組まれることと保全対策や環境保全事業の協定面積等に影響するので、当該が取用事業を把握した際には、地域における各事業の担当者にも通知するよう徹底する。